

介護老人保健施設 静岡徳洲苑
(介護予防) 訪問リハビリテーション 運営規程

第1条 医療法人徳洲会が開設する介護老人保健施設静岡徳洲苑（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : 介護老人保健施設 静岡徳洲苑
- (2) 所在地 : 静岡県静岡市葵区牧ヶ谷 811-15

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者の職種及び員数

医師 1名以上

理学療法士または作業療法士または言語聴覚士 常勤1名以上

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。

但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、葵区・駿河区とする。

(従業者の研修)

第9条 通所リハビリテーションの提供にあたって、従業者等の質的向上を図る為に研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

研修 4ヶ月に1回程度

(秘密保持・個人情報の保護)

第10条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密及び個人情報を保持する。また従業者でなくなった後においても、これらの秘密及び個人情報を保持するべき旨を、当事業所と従業者間で書面をもって交わす事とする。

(苦情処理)

第11条 苦情・相談窓口を設置し円滑かつ迅速に対応することとする。また苦情処理簿を作成し内容を記載・保管する事とする。

(事故発生時の対応)

第12条 (介護予防) 訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(介護予防) 訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応方法について)

第13条 サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講ずるものとする

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
3. その他虐待防止のために必要な措置

事業所はサービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。